

河川法第4条第1項の 一級河川の指定等について

水管理・国土保全局

水 政 課

令和4年6月23日

河川の管理区分について

一級河川 ※ 河川管理者は、国土交通大臣
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

指定区間外(直轄管理区間) (国土交通大臣管理)
一級河川の中でも重要度の高い区間。

指定区間 (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)
国土交通大臣が指定。

二級河川 ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

準用河川 (市町村長管理)
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

普通河川 (市町村長管理)
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

一級河川指定等の根拠条文

河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

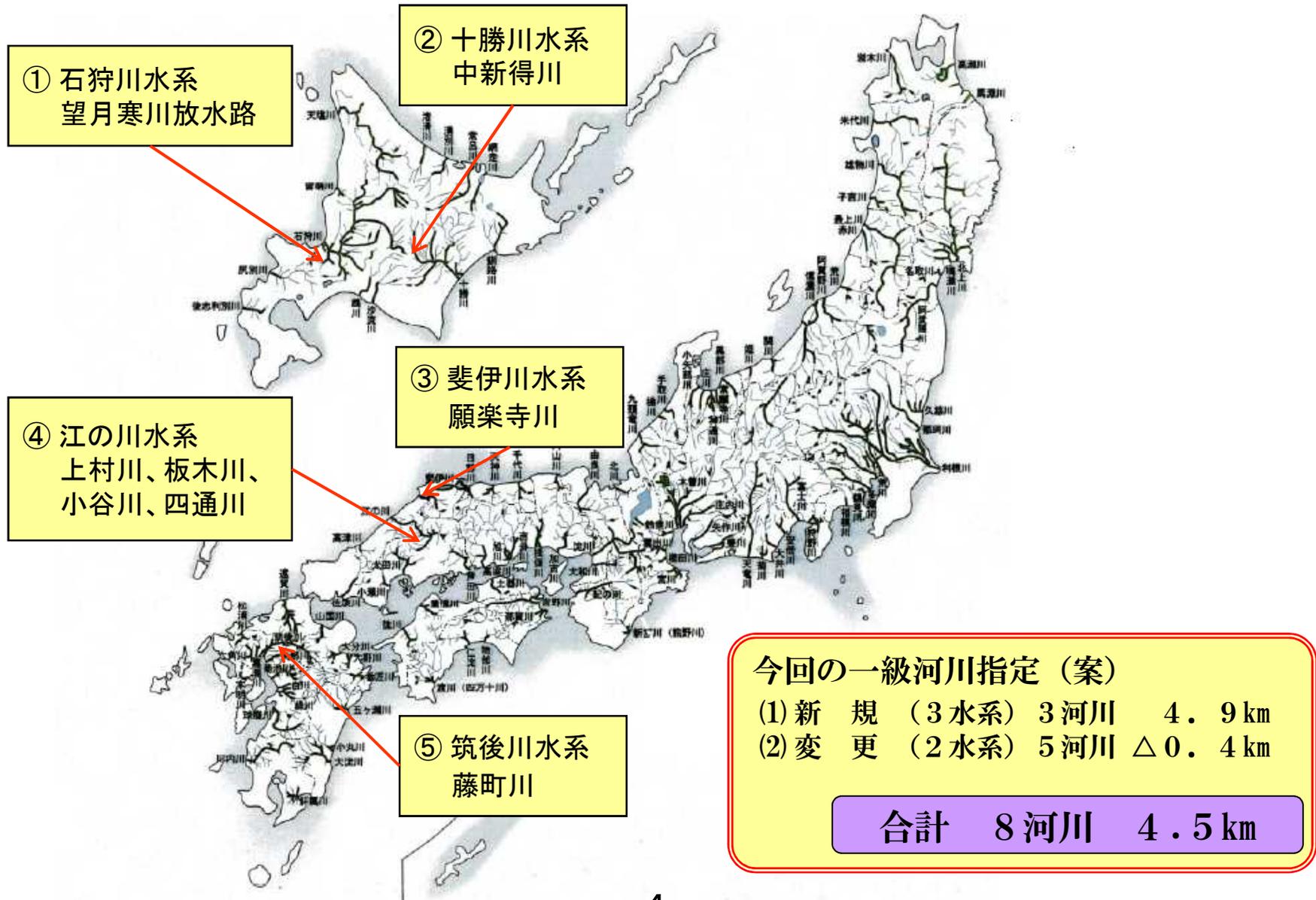
※1 既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

（平成24年10月30日開催
河川分科会資料より）

※2 河川の名称変更は、地元自治体から要望があって、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行っている。

（令和2年6月30日開催
河川分科会資料より）

一級河川指定等(案)の全国位置図



①石狩川水系望月寒川放水路

河川指定等の概要

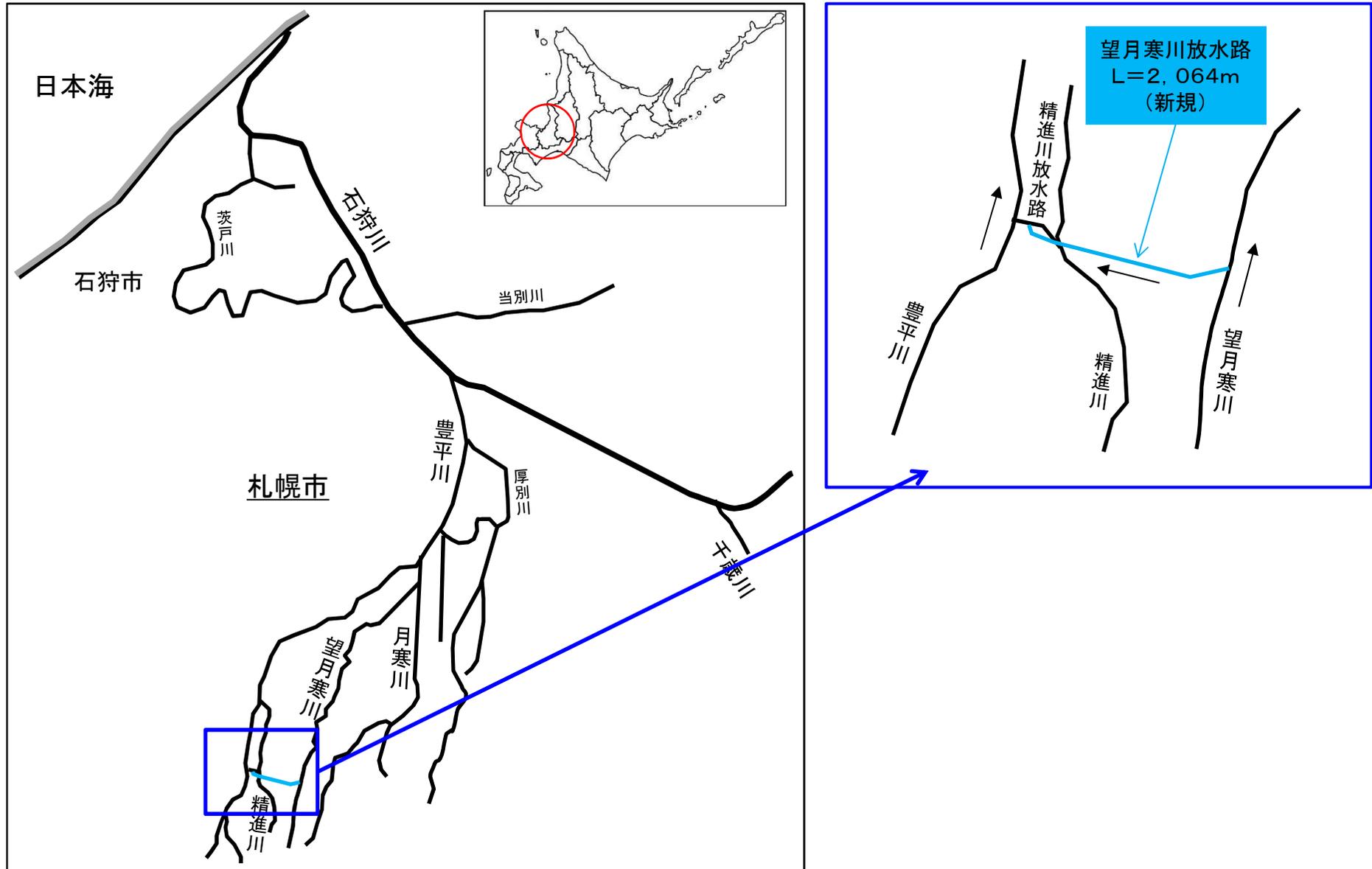
北海道札幌市の石狩川水系望月寒川では、度々発生する洪水対策として、広域河川改修事業により、浸水被害の防止対策を実施している。事業の一つとして、洪水の一部を精進川放水路へ流下させるための放水路整備を進め、令和3年度に完成したことから、一級河川の指定(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「4. 河川管理施設の存する区間」

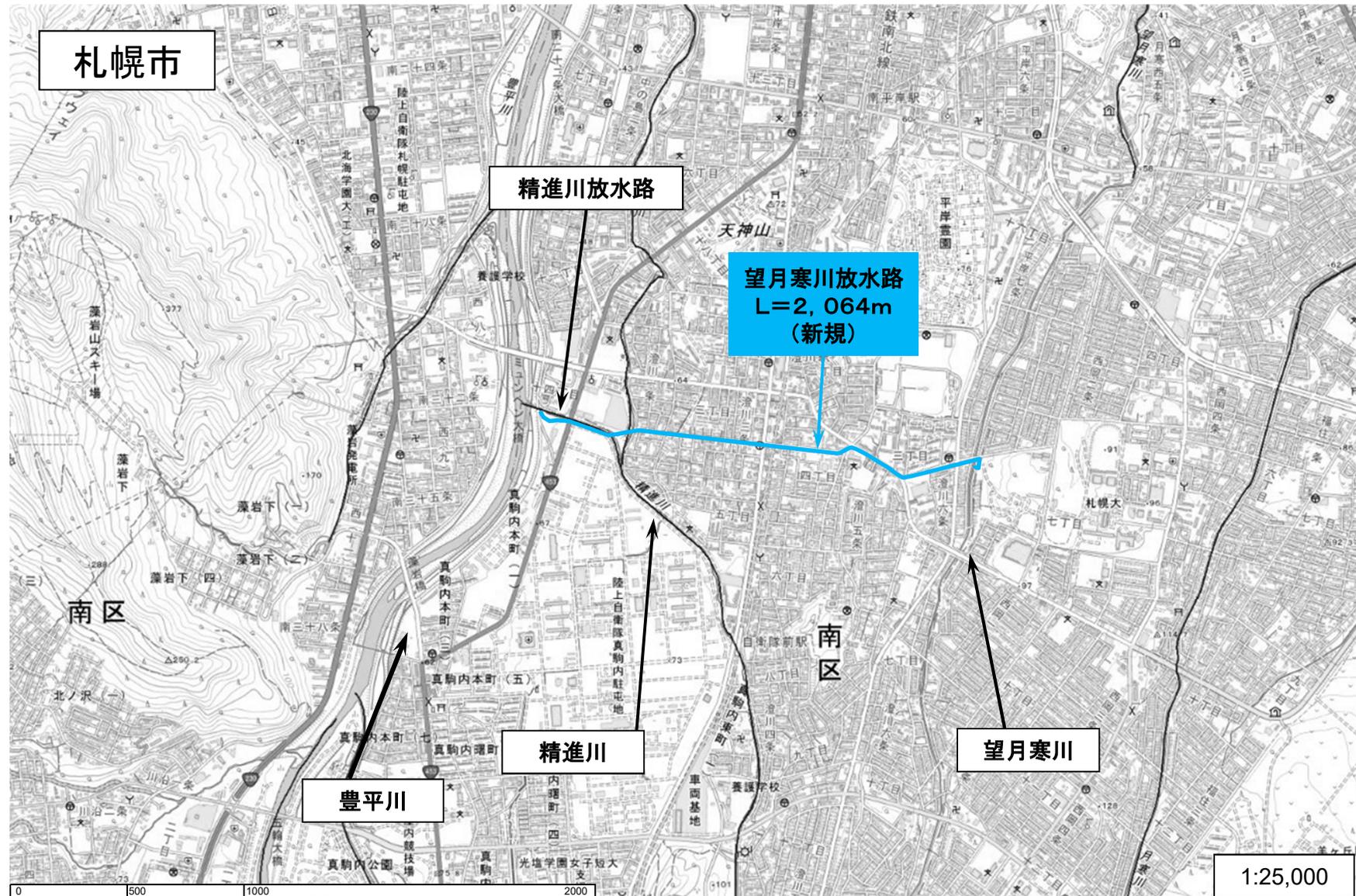
～望月寒川放水路指定の経緯～

- ・ 昭和56年豪雨、平成12年豪雨により家屋浸水等の被害が発生
- ・ 平成16年度 望月寒川広域河川改修事業着手
- ・ 令和3年度 放水路完成
- ・ 令和4年度 一級河川の指定(新規)

石狩川水系略図(望月寒川放水路)



石狩川水系望月寒川放水路 位置図



②十勝川水系中新得川^{なかしんとくがわ}

河川指定等の概要

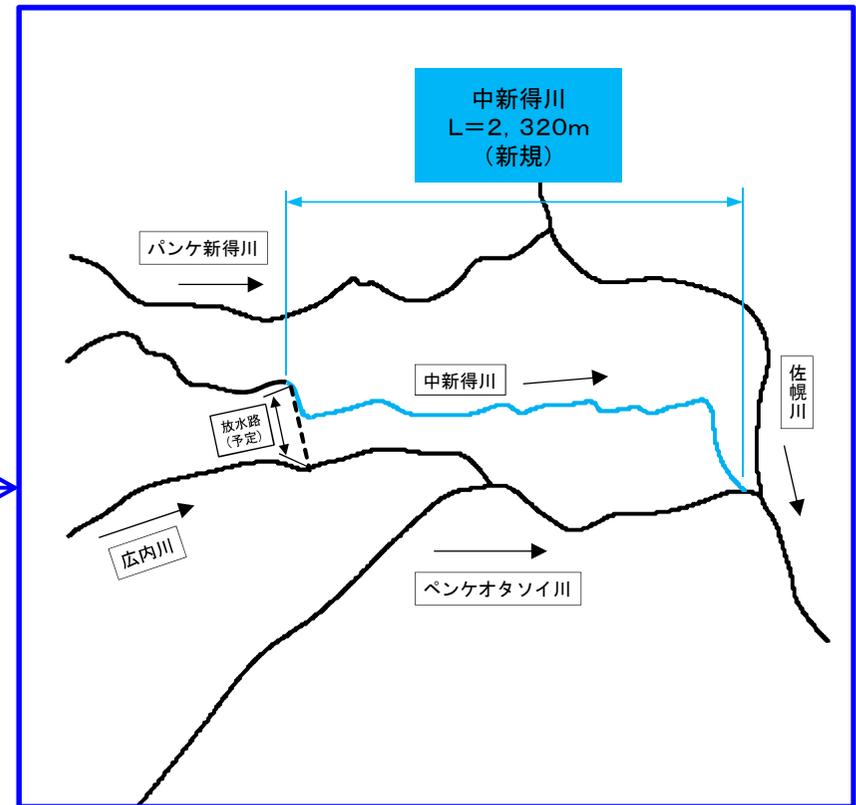
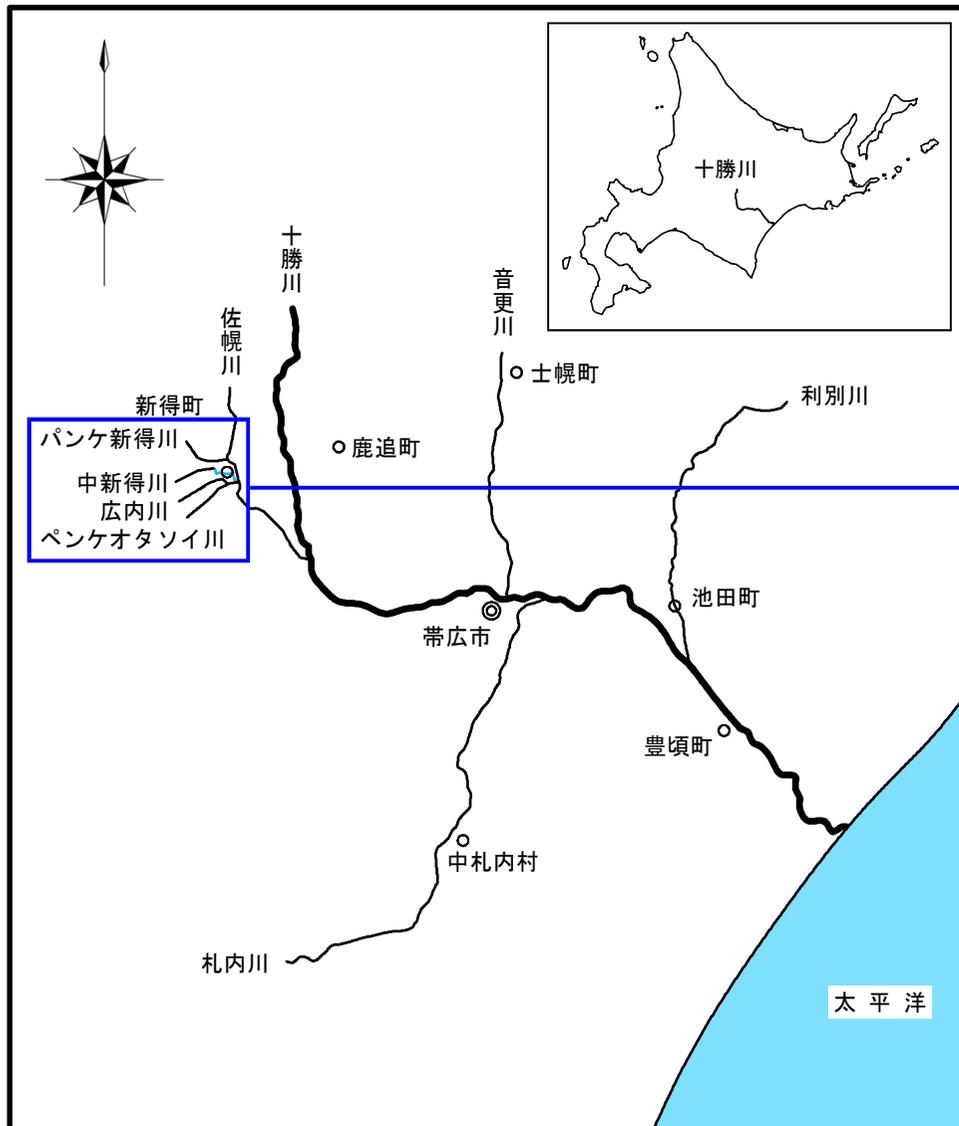
北海道上川郡新得町の十勝川水系中新得川^{なかしんとくがわ}では、平成28年台風第9号・第10号により浸水被害が発生したことから、市街地部の洪水氾濫を防止するため令和4年度より広域河川改修事業の実施を予定している。この改修事業計画では、中新得川における放水路等の整備と広内川及びペンケオタソイ川との一連の河川改修を行い、近隣地区を保全することとしている。このため、現在準用河川となっている中新得川の必要区間について、一級河川の指定(新規)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「1. 整備の必要がある区間」(河川工事)

～中新得川指定の経緯～

- ・平成28年台風第9号・第10号により家屋浸水等の被害が発生
- ・平成30年度 準用河川に指定
- ・令和2年度 新得町から中新得川の一級河川指定要望
- ・令和3年度 河川整備計画変更
- ・令和4年度 一級河川の指定(新規)
- ・令和4年度 ペンケオタソイ川広域河川改修事業着手 (R4～R13予定)
- ・令和4年度 中新得川に係る工事開始 (R4～R13予定)

十勝川水系略図(中新得川)



十勝川水系中新得川 位置図



がんぎょうじがわ
③ 斐伊川水系願楽寺川

河川指定等の概要

えんなあかがわ
島根県出雲市の斐伊川水系塩冶赤川では、度々発生する浸水被害等への対策として、「斐伊川水系新内藤川流域河川整備計画」(平成20年10月策定)に基づき、捷水路の整備を進め、令和3年度に通水を行った。

旧河道については、沿川に家屋等が密集しており、引き続き一級河川として塩冶赤川の流域と一体管理する必要があることから、名称を願楽寺川として一級河川の指定(新規)を行うものである。

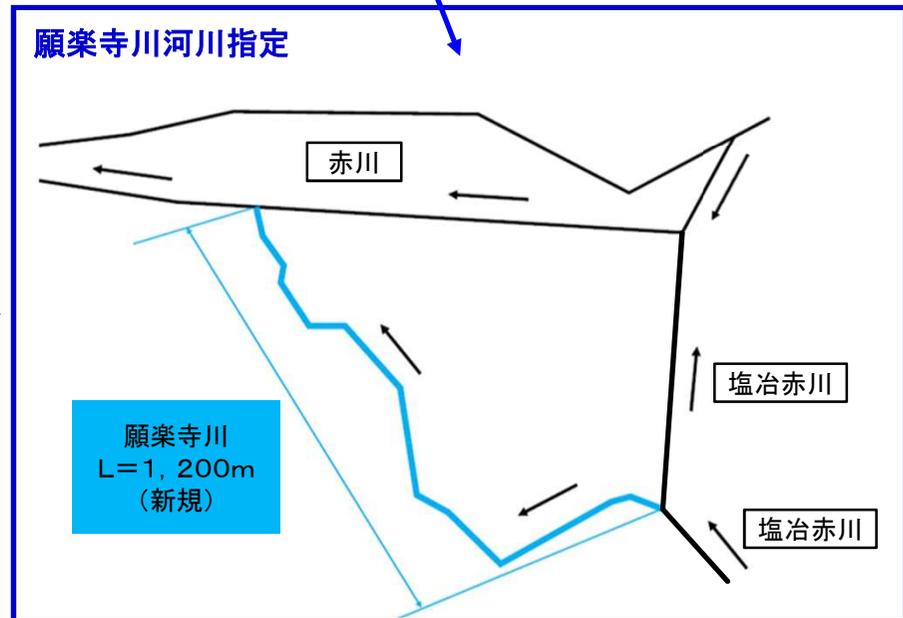
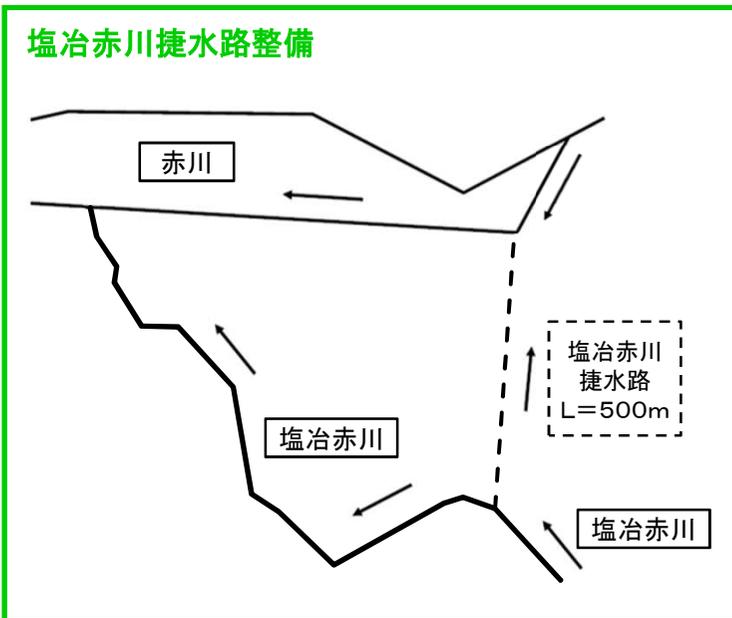
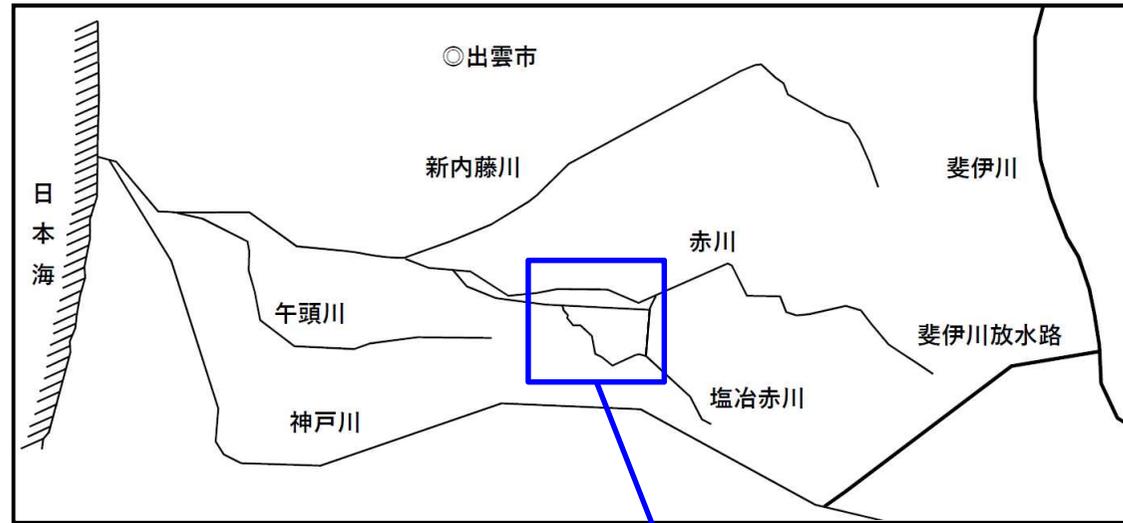
※指定にあたっての考え方:

「※1. 既に指定済みの河川において流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情により上下流端の変更が生じるもの」

～願楽寺川指定の経緯～

- ・ 昭和39年豪雨、昭和47年豪雨、平成10年豪雨により床下浸水等の被害が発生
- ・ 平成24年度 塩冶赤川改修事業着手
- ・ 令和3年度 塩冶赤川捷水路通水
- ・ 令和4年度 一級河川の指定(新規)

斐伊川水系略図(願楽寺川)



斐伊川水系願楽寺川 位置図



かむらがわ いたきがわ こたにがわ よとおりがわ
④江の川水系上村川、板木川、小谷川、四通川

河川指定等の概要

広島県の江の川水系上流域では、平成30年7月豪雨や令和3年8月豪雨により甚大な被害が発生したことから、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を行った上で、流域水害対策計画を策定し、浸水被害対策を推進する方針としている。

特定都市河川は、河川法に基づく河川指定を行っている区間において指定するものとなっているため、江の川水系の上村川、板木川、小谷川及び四通川の4河川において一級河川の指定(変更)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:

「1. 整備の必要がある区間」(浸水被害対策)

～上村川指定の経緯～

- ・ 昭和40年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 令和4年度 一級河川の指定（変更）
- ・ 令和4年度 特定都市河川の指定（予定）

～板木川指定の経緯～

- ・ 昭和40年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 令和4年度 一級河川の指定（変更）
- ・ 令和4年度 特定都市河川の指定（予定）

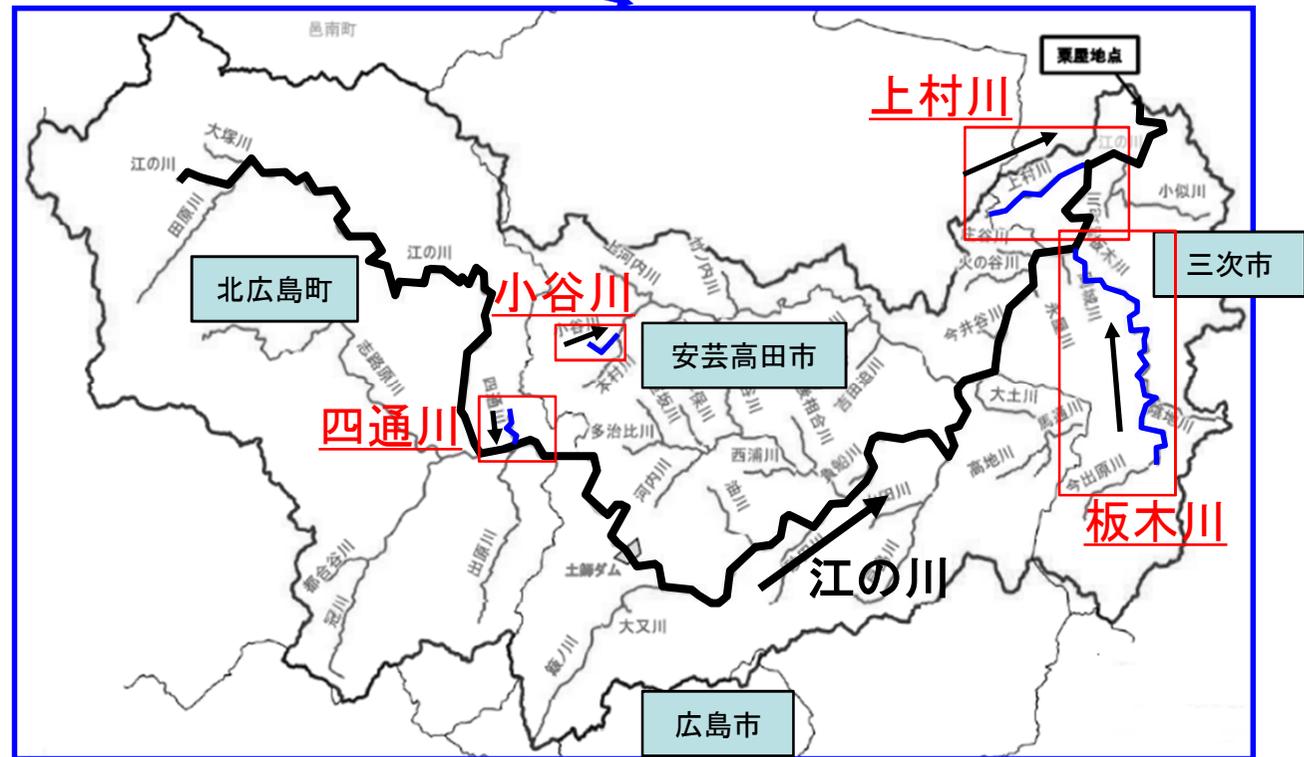
～小谷川指定の経緯～

- ・ 昭和40年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 昭和45年度 一級河川の指定（変更）
- ・ 令和4年度 一級河川の指定（変更）
- ・ 令和4年度 特定都市河川の指定（予定）

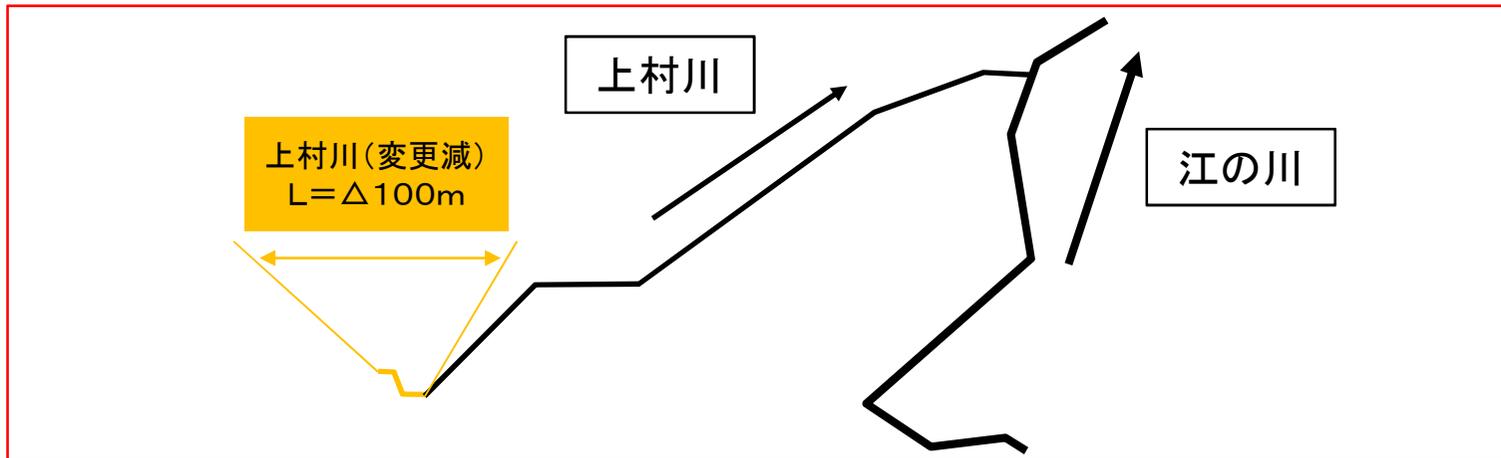
～四通川指定の経緯～

- ・ 昭和45年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 令和4年度 一級河川の指定（変更）
- ・ 令和4年度 特定都市河川の指定（予定）

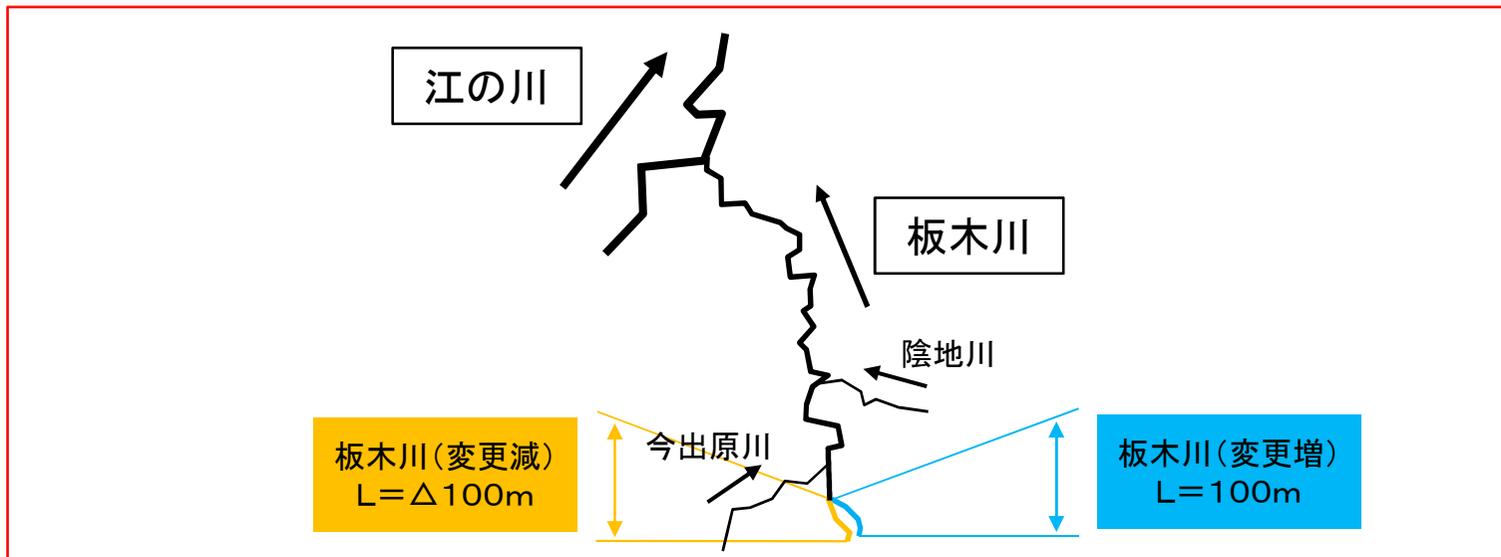
江の川水系略図



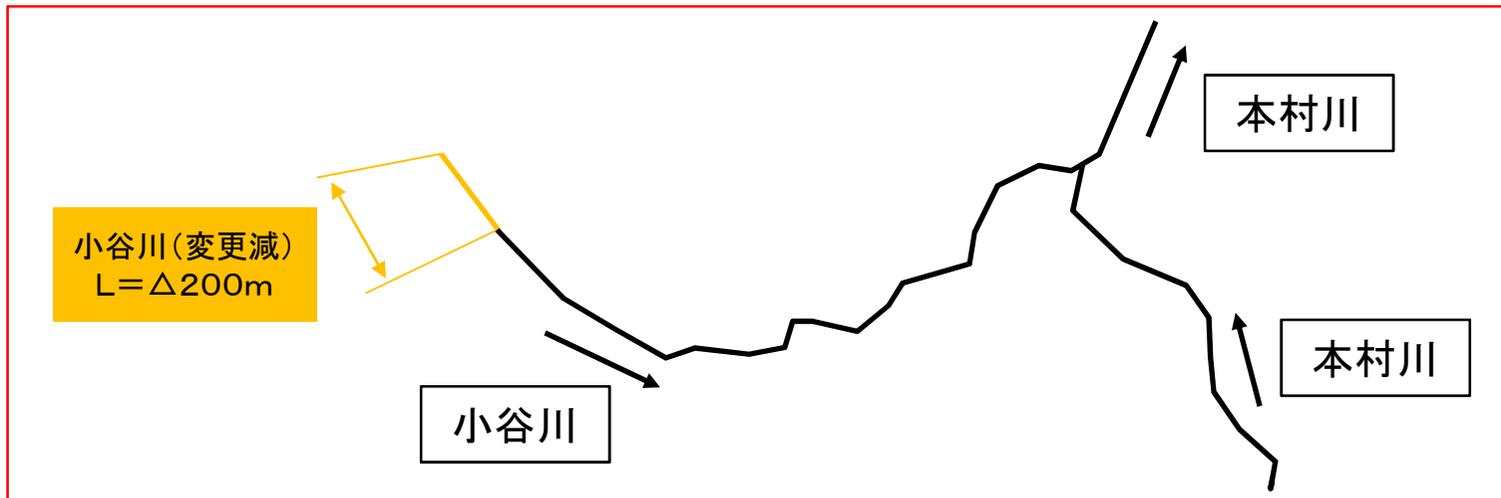
江の川水系略図(上村川)



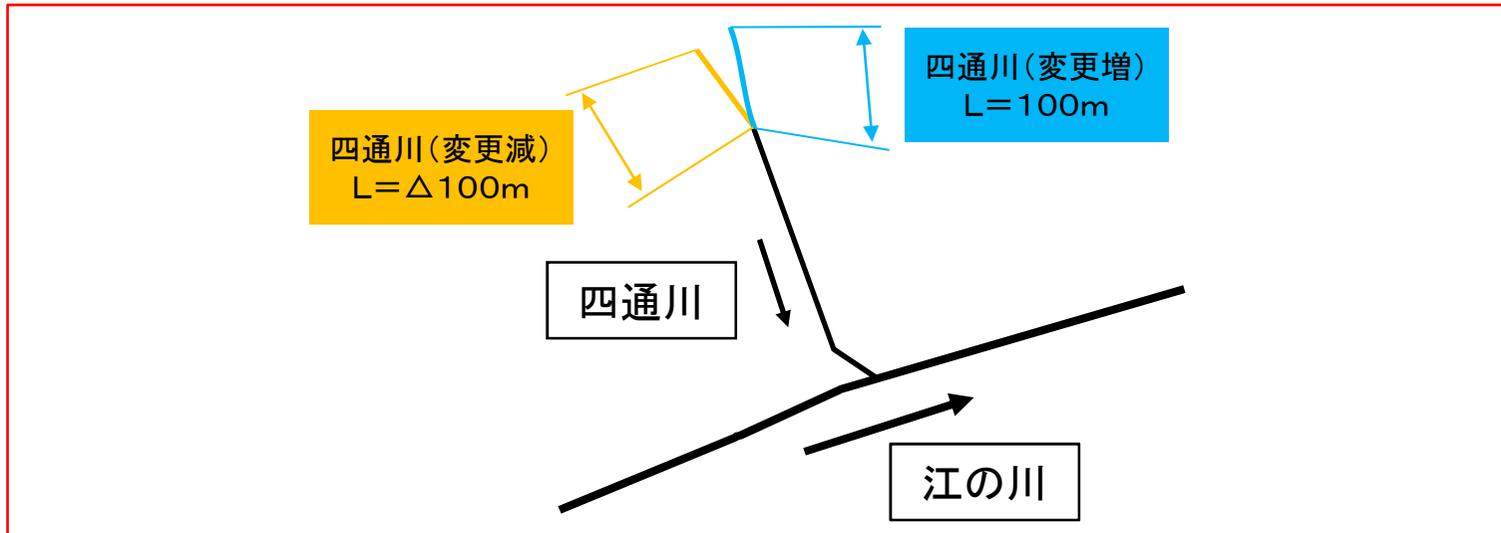
江の川水系略図(板木川)



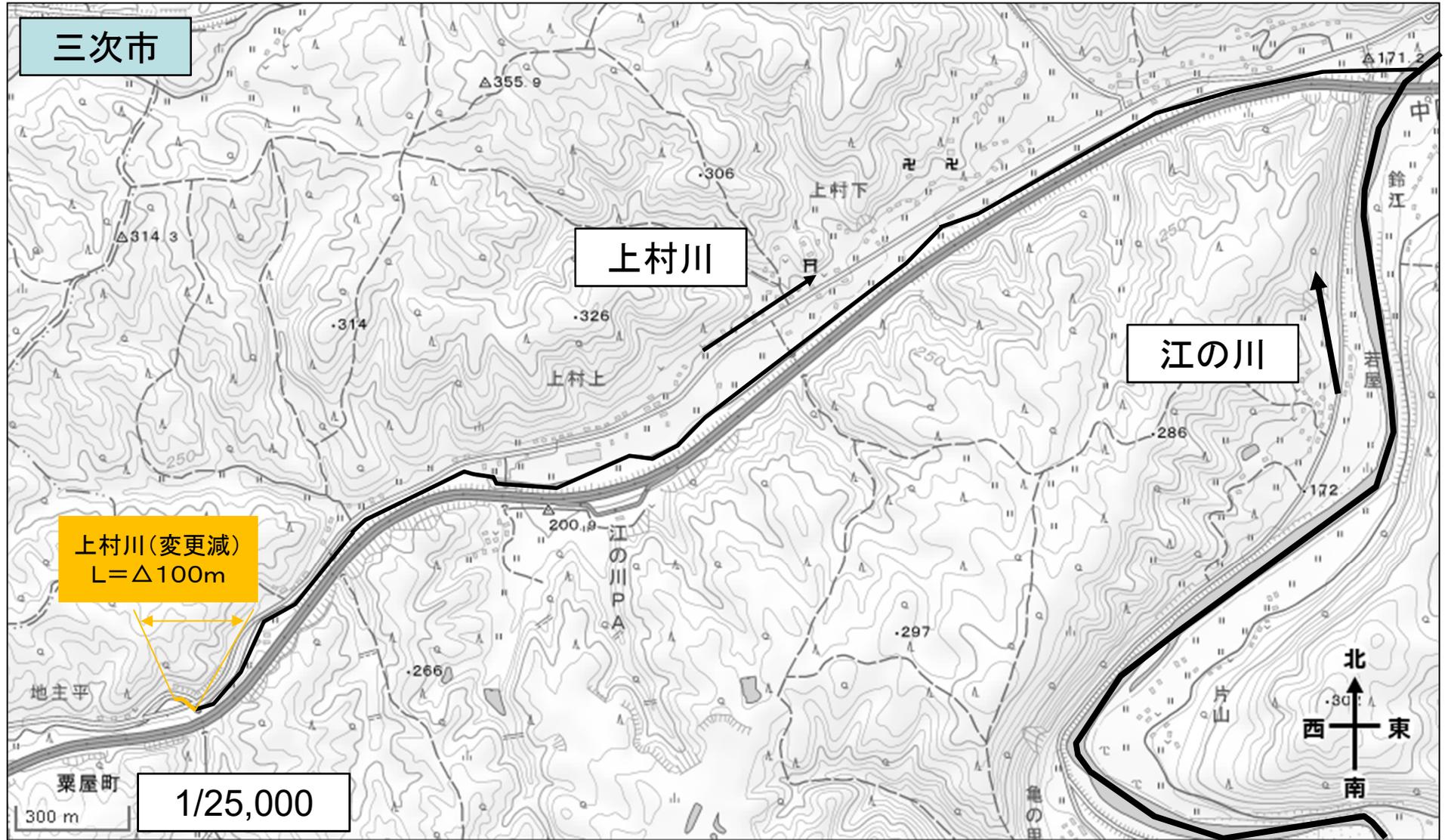
江の川水系略図(小谷川)



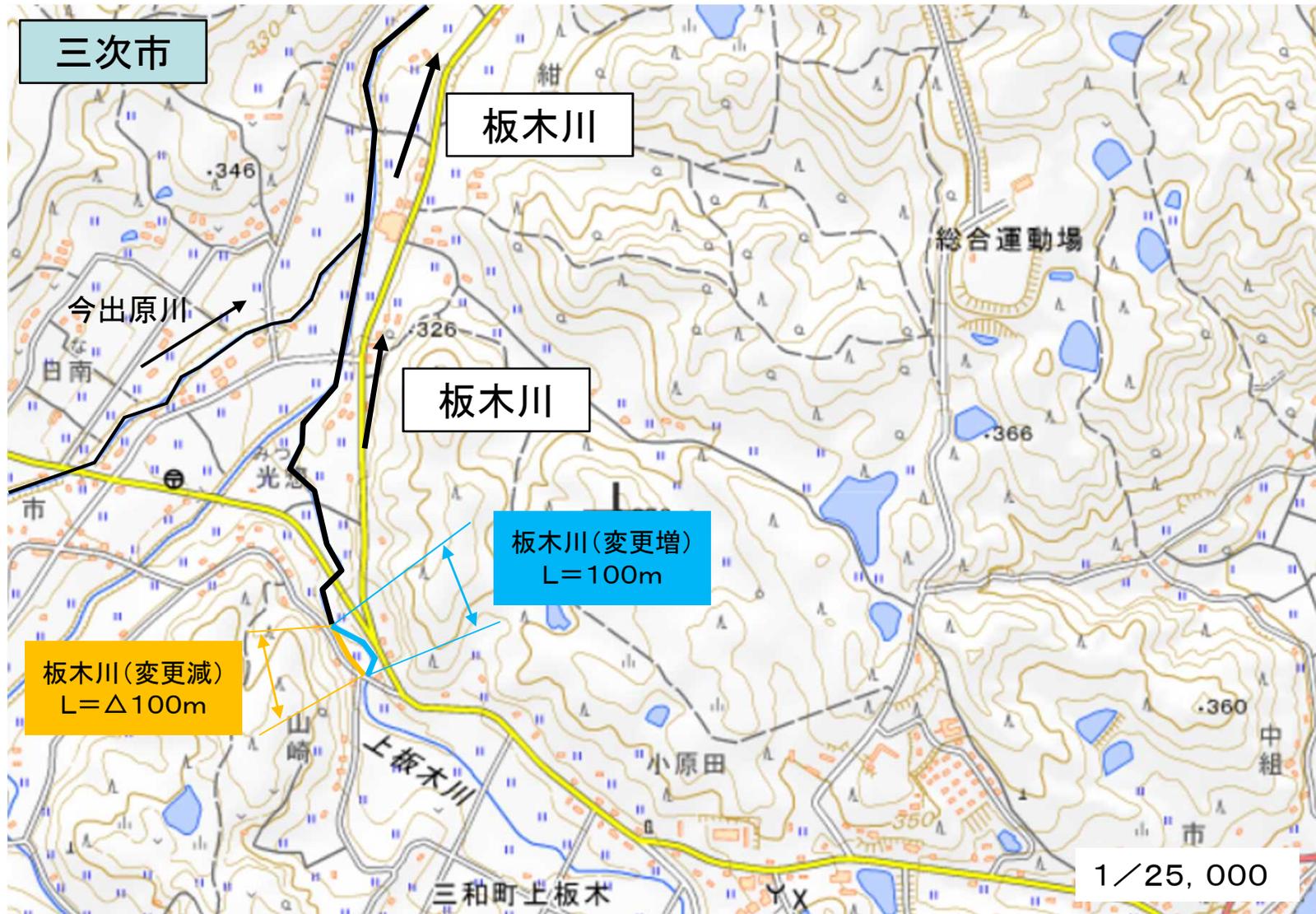
江の川水系略図(四通川)



江の川水系上村川 位置図



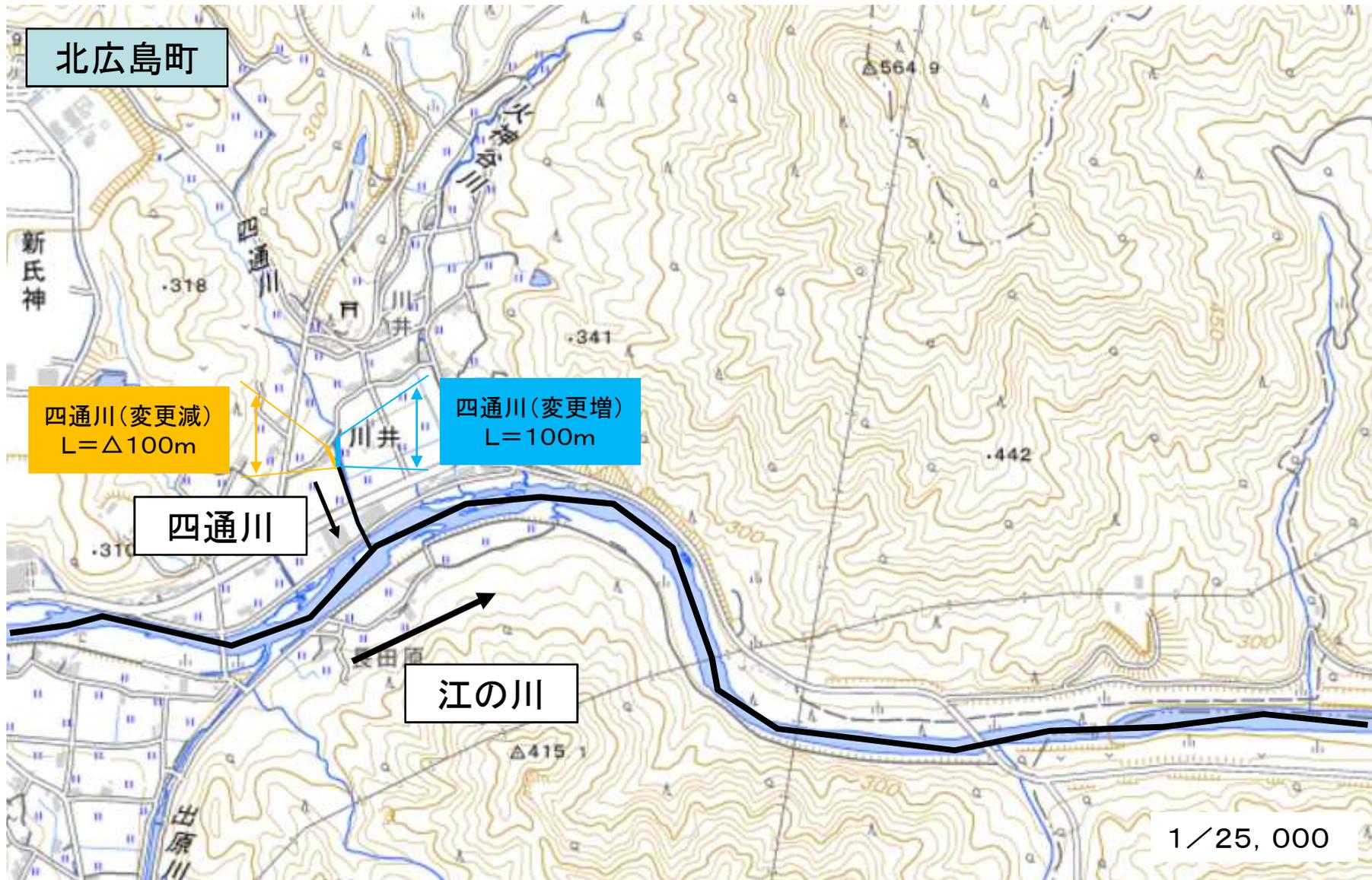
江の川水系板木川 位置図



江の川水系小谷川 位置図



江の川水系四通川 位置図



ふじまちがわ
⑤筑後川水系藤町川

河川指定等の概要

福岡県久留米市の筑後川水系藤町川では、近年の度重なる浸水被害の対策として、不動川・藤町川総合流域防災事業を実施している。

事業の一つとして、藤町川の下流端を不動川から三光川へ付け替える河川改修工事を実施している。これにより、浸水被害の軽減を図るものである。

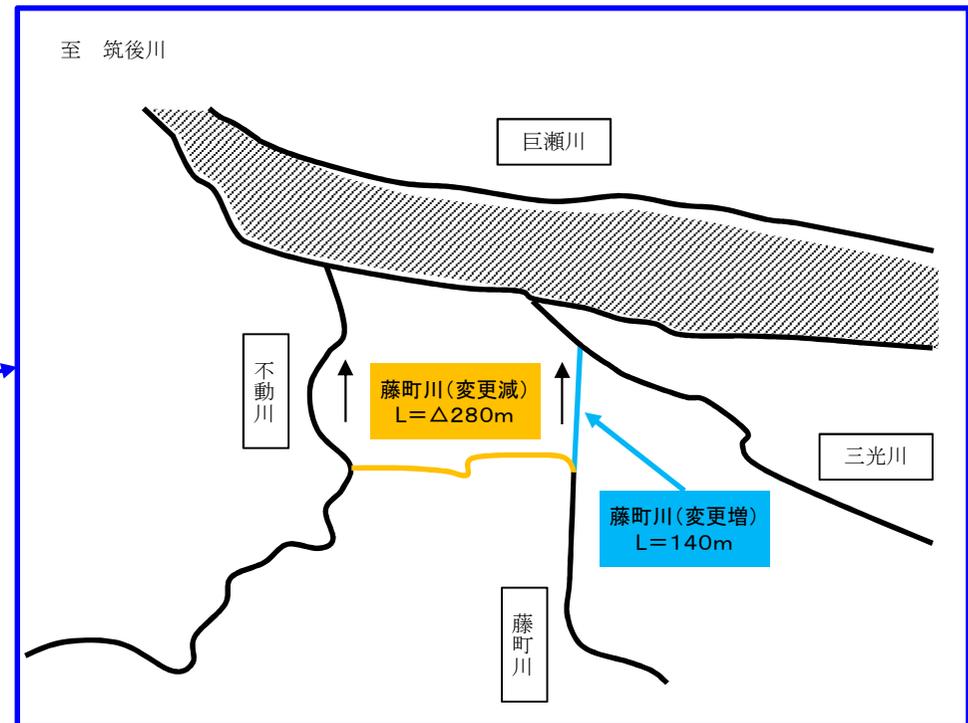
令和4年度に藤町川樋門上流部(新河道部分)の整備が完了し、通水したことから、一級河川の指定(変更)を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「4. 河川管理施設の存する区間」

～藤町川指定の経緯～

- ・平成2年6月梅雨豪雨、平成14年9月豪雨、平成16年豪雨により床下浸水等の被害が発生
- ・平成20年度 不動川・藤町川総合流域防災事業着手
- ・平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨により床下浸水等の被害が発生
- ・令和4年度 藤町川樋門完成、藤町川付替完了
- ・令和4年度 一級河川の指定(変更)

筑後川水系略図(藤町川)



筑後川水系藤町川 位置図

